「中小企業者資格取得支援事業 |

従業員の資格取得に最大10万円を補助

高崎商工会議所では、高崎市と連携し、市内中小企業者の生産性の向上と人材育成を目的に、業務に関わる全ての資格取得を対象として、補助できる制度の実施を予定しています。(高崎市令和6年度予算成立後)

■ 対象事業者

高崎市内に事業者がある中小企業基本法第2条に位置付けられる中小企業者

※事業所が高崎市内にあり、かつ他市にも事業所がある場合、高崎市内の事業所のみ 対象となります。

■ 対象資格

- ① 職業能力開発促進法に基づく技能検定例)造園、金型製作、建具製作、ウェブデザインなど
- ② 国家資格等
 - 例)フォークリフト運転技能者、土木施工管理技士、電気主任技術者、 大型・二種等自動車免許など
- ③ 団体等が認定する資格等
 - 例)簿記検定、溶接技能者評価試験、インテリアコーディネータなど
- ④ その他事業主が認める業務に必要な資格等(語学検定など)

■ 対象経費

令和6年度に実施される資格試験等の受検料、資格を取得できる講習会受講料 ※従業員が業務に必要な資格取得に係る費用(受検料等)で事業主が負担するもの

■ 補助額

補助率:10/10

1 社あたり、最大10万円まで(交付申請後の増額は認められません)

■ 申請期間

●郵送:令和6年4月1日(月)~5日(金)の消印の申請のみ有効

※持参の場合は令和6年4月1日(月)~となります。

(申請が予算額に達した場合、受付できないことがありますのでご了承ください。)

■ 手続き

所定の交付申請書と下記添付書類を添えて、高崎商工会議所に郵送または持参。 土・日・祝日の持参やメール、FAX等での提出は受付できません。

添付書類

- ・申請者の被雇用者であることを証明する書類 (健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書などの写し)
- ・受検手数料等がわかる書類 (資格名称と金額が明示されているものなど)
- ※申請書は、高崎商工会議所ホームページよりダウンロードしてください。 または、高崎商工会議所、高崎市役所産業政策課、まちなか経済情報センターならびに各商工会で配布しております。

■ スケジュール

①申請受付開始

①令和6年度は、4月1日より開始(郵送の場合も4月1日より)

 \triangle

②交付決定通知の送付

②交付決定となった事業者には5月以降に交付決定通知書を郵送



③資格試験を受検

③申請いただいた資格試験を受検



④実績報告書の提出

④資格試験を受検後、実績報告書を提出 (当初申請内容から変更がある場合は交付決定変更申請書を提出)



⑤補助金交付

⑤実績報告書の内容を審査したのち、補助金を交付 ※実績報告書の締切日は、第1回(9/30)・第2回(11/30)・ 第3回(2/28)を予定しております。締め切り後、審査を行い補 助金交付の可否を決定いたします。

【申込み・問合せ先】

〒370-8511

高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所 会員サービス課 中小企業者資格取得支援事業係

電話:027-361-5171

(平日 8:45~17:30)



申請書のダウンロードはこちらから